

電気配線の被覆が劣化し、断線による接触不良箇所が生じ、発熱して同配線の被覆及び付近の可燃物に引火して出火した事例

事故の概要：本船（遊漁船、総トン数4.9トン、11.08m(Lr)、船質：FRP、ディーゼル機関、出力：316.27kW）は、遊漁中、火災が発生し、機関室等に焼損を生じ、鎮火後に沈没した。

事故の経過：

- ・本船は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客を乗せ、04時45分ごろ遊漁の目的で港を出発し、釣り場に到着し、機関を中立運転として釣り客が遊漁を開始した際、甲板員が前部甲板左舷側の機関室出入口扉付近から煙が出ていることに気付いた。
- ・船長は、機関室内が煙で充満し、主機の左舷船尾方に火災を認め、前部甲板の散水ポンプを利用して消火作業を開始し、僚船に無線で救助を依頼した。
- ・船長は、05時40分ごろ、火勢が衰えなかったため、釣り客等に退船を指示し、自らも海に飛び込み、海面で互いが離れないよう声を掛け合って救助を待ち、05時50分ごろ漁船2隻に救助された。
- ・本船は、巡視船の放水により鎮火したものの、沈没し、後日引き揚げられて陸揚げされ、現場調査により、前部甲板よりも後部甲板に強い焼けが、後部甲板右舷側よりも後部甲板左舷側に強い焼けが認められた。この場所には配電盤が設置されており、電気配線がまとめられていた。



引揚げ後の本船



被覆が焼けた状態の電気配線

- ・本船は、建造時から電気配線が交換されないまま使用され、絶縁抵抗試験を行っていなかった。

事故前の状況：船長は、魚群探知機が作動しなくなる不具合を数回経験したことがあり、本事故当日も不具合が生じたので、本事故発生直前まで、同探知機の電源の入切を繰り返しており、また、他の操縦者からレーダーが作動しなくなる不具合があると聞いていた。

原因：本事故は、本船が、港の南東方沖において遊漁中、後部甲板左舷側下部付近から出火したことにより発生したものと考えられる。

本船は、船内の電気配線が建造時から交換されずに使用され、後部甲板左舷側下部にまとめられていた電気配線の被覆が劣化し、断線による接触不良箇所が生じたことから、発熱して同配線の被覆及び付近の可燃物に引火し、出火した可能性があると考えられる。

再発防止に向けて（事故等の防止対策）

- ・魚群探知機等の電気機器が作動しなくなる不具合を生じた場合は、電気配線の接触不良等の可能性があるため、速やかに点検すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。（平成30年5月30日公表）
https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acc/2018/MA2018-5-8_2017yh0053.pdf